

事実婚の方の場合

<事実婚関係にあることを証明する書類>

区 分	証 明 書 類
事実婚の場合	<ul style="list-style-type: none">・お二人の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） 〈明石市のものは省略可〉・お二人の戸籍謄本（外国籍の方は婚姻要件具備証明書）・事実婚関係に関する申立書

※事実婚関係にある夫婦がこの申請を行う場合、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があるものとみなします。

※明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書をお持ちの場合、事実婚関係の参考とさせていただきますが、上記の証明書類を省略することはできません。